

開 会 午前9時59分

●あおいひろみ委員長 ただいまから、財政市民委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございません。

それでは議事に入ります。

最初に、議案第35号 財産の取得の件（消防ヘリコプター）を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●中西管財部長 議案第35号 財産の取得の件について、ご説明をさせていただきます。

これは、救助、救急、消火活動等で使用する消防ヘリコプターを2機体制とし、本市の消防航空体制を強化するため、一般競争入札により決定した契約の相手方から、新型の消防ヘリコプター1機及びその装備品等を取得するものであります。

一般競争入札を行った結果、契約の相手方は三井物産エアロスペース株式会社、契約予定金額は39億8,000万円となっております。また、納入期限は令和11年3月31日でございます。

●あおいひろみ委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●ふじわら広昭委員 私は、議案第35号 財産の取得の件（消防ヘリコプター）について、質問をいたします。

今回の消防ヘリコプターの取得に関しては、昨年の第3回定例市議会における総務委員会及び決算特別委員会で、それぞれ我が会派の森議員から質問していますが、2024年4月に行った入札において、入札への参加を認められなかった事業者から苦情申立てがあり、札幌市入札・契約等審議委員会における審議結果により、仮契約を解除し、新たに調達手続を行うことが提案され、札幌市としてはこれを受け入れたため、今回2025年12月に改めて入札が行われました。

今回の入札に当たっては、新たに入札告示前に意見招請という手続をプロセスに組み込み、仕様

書の案を市ホームページに公開し、関心のある事業者から意見を提出していただくという手続を行っております。

消防局の説明では、6事業者から28件の意見が寄せられ、そのうち8件の意見を採用して、仕様書及び契約約款の内容を変更し、その上で、2025年10月14日に入札告示を行っております。

その後、2025年12月16日及び17日に入札が行われましたが、入札に参加したのは、前回の2024年4月に落札した事業者と同じで1者のみであり、苦情を申し立てた事業者は入札に参加しなかったとのことであります。

結果として、落札額は税込みで39億7,980万円、落札率99.67%、前回の2024年4月の入札における落札額は約27億9,089万円であることから、約11億8,000万円高くなっております。この価格高騰の要因については、消防局からは、為替の影響と、世界各国における物価上昇や軍用をはじめとするヘリコプター需要の高まりによるものとの説明でありました。実際に前回と今回の入札時の為替レートを比較すると、1ユーロで18円程度円安が進行しており、これに部品や装備品などの製造にかかる原材料費の高騰や人件費増を加味すれば、一定の理解をするところであります。ただ、入札をやり直したにもかかわらず、参加したのは1者のみであったことを捉えると、入札における競争性が確保されていたのか疑問が残るところであります。

その観点で2点、また、納入後の機体の維持管理費の関係について、1点質問いたします。

そこで質問ですが、意見招請の結果、消防局では8件の意見を採用し、仕様書の内容を変更したとのことでありますが、幾つの事業者の意見を採用し、前回の仕様書と比べてどのような変更を行ったのか。また、その変更によって、入札参加者が絞られてしまうような仕様の追加はなかったのか、まず伺いたいと思います。

●長沼消防局総務部長 意見招請の結果を踏ま

えた仕様書の内容変更について、お答えいたします。

採用した8件の意見については、4事業者からの意見となっております。その意見を踏まえた前回の仕様書との変更点については、主に曖昧な表現を明確にしたものとなっております。

例えば、変更前は、ヘリコプター内部の内装についてはこういう素材のものとするという記載について、事業者からは、各事業者で解釈が異なると公平性が損なわれるため、内装を施す対象範囲を明確にしてほしいとの意見があり、仕様書に対象範囲を追記して内容を明確にしたというようなことを行いました。

ほかの意見に対しても同様であり、札幌市が提示した仕様上の要求性能の内容の見直しにはなっておらず、入札参加者が絞られるような仕様の追加は行っていないと認識しております。

●ふじわら広昭委員 前回の苦情申立てでは、納入期限までに要求仕様を満たした製品を開発し納入すると申し出ていたのに、札幌市は入札参加時点での要求仕様を満たしていないため、入札参加資格がないと判断したことに対して不服があり、苦情が申し立てられたわけではありますが、この申立てに対し、入札・契約等審議委員会は、入札参加時点で仕様を満たしていないとしても、事業者の納入実績や供給能力を考慮して入札参加資格を判断すべきとする旨の提案を行っております。

この結果、今回の入札に至っているわけでありますがけれども、前回苦情を申し立てた事業者は、要求仕様を満たすように開発を進め、今回の入札に参加してくるものとするのが自然であります。しかし、今回この事業者は入札には参加しなかったというわけですから、札幌市が2024年度の調達を中止し、2025年度に意見招請の手続を加えて、改めて調達をしたことの意味がほとんどなくなってしまったのではないかと考える市民もいるのではないかと思います。

実際の入札では、この事業者が入札に参加しないことを札幌市が把握したのは、入札の申請受付期限であります2025年11月26日であったという説明を受けております。消防局としても想定外であったとは思いますが、当該事業者とのやり取りの状況について、確認をしたいと思っております。

そこで質問ですが、2024年度の入札以降、消防局では苦情を申し立てた事業者とどのような調整を行ってきたのか、また、苦情申立てをした事業者が今回参加しなかった理由を、消防局ではどのように認識しているのか、伺いたいと思っております。

●長沼消防局総務部長 苦情申立てをした事業者との調整及び不参加理由について、お答えをいたします。

令和6年度に入札を中止して以来、苦情を申し立てた事業者とは、札幌市の仕様に対応した提案予定の機種能力などについて聞き取りを行ったり、新たに開発をする装備品等の進捗状況を確認するなどの情報交換を行ってまいりました。令和7年度に入ってから打合せを行い、10月14日の入札告示直前まで計6回、対面での情報交換を行いました。

苦情申立てをした事業者が今回参加しなかった理由を入札終了後に確認したところ、開発費用が想定より多額になることが判明し、参加を見合わせたとのことでしたので、消防局としてもそのように受け止めたところであります。

●ふじわら広昭委員 消防局では、入札参加を前提に、入札告示の直前まで複数回にわたり、当該事業者と開発状況の確認などを行っていたとのことですが、苦情を申し立てた事業者が入札に参加しなかった理由も開発費が多額になったためとのことであり、今回の入札で、結果として1者のみの参加となったということでありました。

次は、機体の維持管理の関係について伺います。

今回の機体については、2029年3月31日までを納入期限としております。機体納入後は、航空法

に基づく点検やメンテナンスなどの維持管理費が発生し、また、機体本体の故障や不具合が発生した場合には、さらに修理費が発生してくることとなります。

そこで質問ですが、消防ヘリコプターの法定点検はどのようなものがあり、その費用はどの程度の金額になるのか。また、機体本体の不具合に対する保証は、仕様書上、どういった内容を求めているのか、伺いたいと思います。

●長沼消防局総務部長 機体納入後の維持管理と保証について、お答えをいたします。

法定点検については、毎年工場に入庫して行う耐空検査と呼ばれる点検に加え、経過年数や飛行時間に応じて必要な点検を行うものがあります。

このため、年度ごとにかかる費用は一定ではありませんが、平成29年度に導入した、現在保有する機体の今年度の法定点検費用は約8,000万円でありました。

機体の不具合に関する保証については、仕様書において、2年または1,000飛行時間のうちいずれか早い時期までということを保証期間とし、その間は無償で交換または修理することとしております。

さらに、設計や製造上に起因する不具合については、仕様書において保証期間が経過しても、無償で交換または修理をすることとしております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

今回の消防ヘリコプターの調達においては、苦情申立てがあり、その一部が認められた結果、改めて入札を行うこととなり、調達価格の上昇のほか、機体の納入時期が遅れるなど、大きな影響がありました。

要求仕様書については、可能な限り必要最小限のものとするのは前提ですが、事業者の参入機会をより広げるという視点で、今後の調達においては、できる限り選択的な仕様の項目を多くすることで、事業者の参入機会が広がり、より競争性

が確保されるのではないかと思いますので、その点を考慮すべきであります。

我が会派としては、消防ヘリコプターは市民の命と財産を守り、市民の安全・安心な生活に必要な不可欠であると考えますので、今回の取得する機体を有効に活用し、消防航空体制の強化を図っていただくことを強く要望して、質問を終わります。

●あおいひろみ委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第35号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 異議なしと認め、議案第35号は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時14分

●あおいひろみ委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第40号 令和7年度札幌市一般会計補正予算(第8号)中関係分、議案第43号 令和7年度札幌市公債会計補正予算(第6号)の2件を一括議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●白石財政部長 初めに、議案第40号 令和7

年度札幌市一般会計補正予算（第8号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高対策のうち、市民生活への支援として、令和7年第4回定例市議会で補正予算を計上しました全ての市民を対象とした食料品の価格高騰への支援について、1人当たり3,000円から5,000円に支給額を増額するとともに、住民税が非課税の世帯を対象に1世帯当たり1万円を支給するほか、学校給食における食材費高騰分の公費負担等を行うために必要な経費を追加するものでございます。

さらに、国の予算措置の関係や事業進捗の遅れなどによって、年度内執行が困難と予想される事業につきまして、繰越明許費の設定を行うとともに、早期の契約が必要な事業や限度額の変更が必要な事業等について、債務負担行為の設定及び変更を行うものでございます。

このうち、本委員会に付託されます財政局関係分といたしまして、まず歳入でございますが、決算見込みや普通交付税等の決定額などを踏まえた一般財源の補正といたしまして、1款 市税について100億円、14款 地方交付税について69億6,755万5,000円、23款 繰越金について4,430万3,000円を追加し、22款 繰入金のうち財政調整基金からの繰入金について103億7,471万5,000円の減額を行うものでございます。

次に、歳出でございますが、2款 総務費のうち財政管理費について、森林環境譲与税の余剰分7,400万円をまちづくり推進基金に積み立て、税務費について、地方税法改正等に伴うシステム改修に係る経費1億6,900万円を減額するほか、9款 公債費について、地方交付税の増額分のうち20億5,164万7,000円を臨時財政対策債の償還財源として減債基金に積み立てるものでございます。

続きまして、議案第43号 令和7年度札幌市公債会計補正予算（第6号）について、ご説明をさせていただきます。

この公債会計補正予算は、一般会計の補正に伴う市債の整理を行うものでございます。

●**田口地域振興部長** 私から、議案第40号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第8号）のうち市民文化局関係分について、ご説明させていただきます。

初めに、歳出予算の補正についてでございます。

2款 総務費 2項 市民生活費のうち区政費につきまして、国の補正予算により追加措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内会等による公共空間への防犯カメラ設置を支援するため、所要の予算を計上するものでございます。

次に、繰越明許費の補正についてでございます。

2款 総務費 2項 市民生活費のうち区政費につきまして、先ほどの重点支援地方交付金の活用に伴う歳出予算補正分につきまして、年度内の事業完了が困難であることから、翌年度に繰り越すものでございます。

また、文化芸術振興費につきましては、札幌芸術の森野外美術館の彫刻修繕、旧黒岩家住宅耐震改修工事、旧札幌控訴院庁舎保存修理につきまして、年度内の実施が困難となったことによりまして、事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

●**あおいひろみ委員長** それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●**藤田稔人委員** 私からは、防犯カメラ設置補助事業について、質問をさせていただきます。

令和7年度第3回定例会の代表質問において、札幌市の防犯カメラ設置補助事業の今後の在り方について、質疑を行ったところです。

質疑の中では、本事業の原資であった市民からの寄附金が底をつかんとする中で、今後の本事業に対する市の考え方を質したところです。

この質問に対しては、寄附金の消費後も町内会が設置する防犯カメラに対する補助を継続すると答弁があったところでございます。地域の方々にとっては、来年度以降も設置の相談ができると安堵したものと考えてはおります。

そして今回、令和8年度予算案において、財源として国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、事業を実施する方針が示されたところです。厳しい札幌市の財政状況の中で、特定財源を確保したことは一定の評価をすることはありますが、制度内容がどのようなものになるのかが重要であると考えております。

そこで質問ですが、国の交付金を活用した令和8年度の本事業の制度内容はどのようなものとなるのか、お伺いさせていただきます。

●**田口地域振興部長** 交付金を活用した令和8年度の制度内容について、お答えいたします。

防犯カメラ設置補助事業につきましては、令和7年度で本事業の原資であった寄附金を全額消費する見込みであることから、令和8年度以降の本事業継続に向け、新たな財源や制度内容について、検討を行ってきたところでございます。

このたび、本事業に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することとし、令和8年度の事業費につきましては、3,000万円を計上したところでございます。

この交付金を活用した令和8年度における具体的な制度内容は、補助率及び1台当たりの補助上限額について、令和7年度と同様に補助率10分の10、1台当たりの上限額を18万円とするとともに、より多くの台数を設置すべく約160台の設置補助が可能な予算規模としたところでございます。

●**藤田稔人委員** 令和8年度の制度内容については、設置台数を令和7年度よりも拡充するというところでございました。

次に、設置の主体について改めて市の姿勢や考え方について、尋ねたいと思います。

前回の代表質問の後、多くの市民から、私の元に反響が寄せられております。その多くは、該当の防犯カメラは市の責任で設置し管理すべきではないかというものでございました。

防犯カメラについて、市有施設にとどまらず、公共の空間についても、市が主体となって設置を進めるべきというのは、以前からの私の考えでもございます。地域に寄り添い、町内会の活動に対して補助するという意義は理解しておりますが、防犯カメラが犯罪抑止や事件の早期解決に有効な手段として明白である中で、市が直接設置・運用することこそが、市民の安全・安心に直結するのではないかと考えております。

そこで質問ですが、国の交付金活用が終了する令和9年度以降を見据え、今後の本補助事業の在り方についてどのように考えているのか、お伺いさせていただきます。

●**田口地域振興部長** 今後の防犯カメラ設置補助事業に関する市の考え方につきましてでございます。

防犯カメラは、犯罪の未然防止や早期解決、市民の体感治安の向上に資する極めて有効なものであると認識してございます。防犯カメラの設置に当たっては、地域の特性を熟知している町内会が主体となることで、よりきめ細やかで的確な配置が可能となると考えております。また、地域が主体となって設置・運用に関わることは、住民の防犯意識を高め、地域全体で安全を守るといった機運の醸成にもつながると期待しているところでございます。

町内会等への補助は、地域の実情に即した効果的な手法であると考えていることから、安全で安心なまちづくりを実現するため、引き続き、町内会等に対し補助を行うことで、設置の促進に努めてまいりたいと考えております。

●**藤田稔人委員** 地域の実情を最もよく知る町内会に補助を行うことの有用性や、地域における防犯意識や防犯力向上を狙いとするなどか

ら、町内会への補助を継続するという趣旨のご答弁でございました。

安全・安心のまちづくりを市民との協働により実現すると言え、聞こえは大変よろしいとは思いますが、全ての町内会が一律に設置を進めることができないという事情もあると思っております。安全・安心のまちづくりにおいて、市はどの程度、安全・安心を保障するのか。安全・安心のまちづくりといったときのシビルミニマムをどの水準に設定するのか、市の責務を明確にすべきと考えております。

防犯カメラの設置につきましては、市が主体となって設置をするということや、また今後、新規の設置のみならず、いずれ更新する場合にどのようにするかなど、様々な論点があると考えておりますので、引き続き、ご検討いただきたいと思っております。

●**かんの太一委員** 私からは、旧札幌控訴院庁舎保存修理事業について、お伺いいたします。

大通公園の西端に隣接する旧札幌控訴院庁舎は、大正時代に建てられた現存最大級の札幌軟石建造物であります。外壁は札幌軟石とレンガを組み合わせた極めて珍しい工法であり、内部は一部鉄筋コンクリート造りや木造の小屋組で構成されるなど、建築様式の変遷を体現する歴史的価値が高い建物として、2020年に国の重要文化財に指定をされました。

かつて全国に八つあった控訴院のうち、現存するのは名古屋と札幌の2か所のみという希少性も有しております。このような歴史的、文化財的価値の高い建物を確実に保存し、次世代へ継承していくことは極めて重要であります。

本施設では、令和5年度より旧札幌控訴院庁舎保存修理事業として、耐震補強、保存修理、活用整備の3事業を一体的に進めており、耐震補強の検討には既に3年を費やしています。

そこで質問ですが、なぜ耐震補強の検討にこれほどの時間を要しているのか。また、構造実験の

成果取りまとめが年度内に困難となった理由と、耐震補強方針策定の見通しについて、お伺いいたします。

●**米森文化部長** 耐震補強方針策定に時間を要している理由と今後の見通しにつきまして、構造実験の成果取りまとめが年度内に困難となった理由も含めまして、お答えさせていただきます。

旧札幌控訴院庁舎は、全国的にも極めて特殊な工法で建築された建造物でございまして、耐震補強に当たっての類似の先行事例が存在いたしません。そのため、有識者及び文化庁と慎重に協議を重ねてきたところであり、その中で想定される補強方法について、構造実験による検証が必要とされ、その準備にも時間を要したものでございます。

このたび、実物の2分の1スケールの外壁モデルを製作し、地震波によりどのように崩れるかを測定する構造実験を実施いたしました。実験においては、外壁はおおむね再現できたものの、地盤条件の再現には至らず、解析に必要なデータが一部不足する結果となりましたことから、追加の実験が必要不可欠となりまして、年度内の成果取りまとめが困難となったものでございます。

今後は追加実験の結果も含めまして、有識者及び文化庁の意見をお聞きし、今年の夏頃をめどに耐震補強方針を策定する予定でございます。

●**かんの太一委員** ご説明の中で、類似の先事例もなくということ、構造実験を行ったんだけど、地盤条件の再現というものもできなかったということ、もう少し時間がかかるということだったかと思えます。耐震補強方針については、今年の夏頃をめどに策定するということでありました。一方で、耐震補強のみならず、この機会により、市民や観光客に魅力のある施設としていく必要があると考えます。

昨年7月、北海道庁旧本庁舎が約6年に及ぶ改修を終え、リニューアルオープンをいたしました。歴史的価値を保存しつつ、北海道の歴史、観

光を伝える展示や、カフェ、レストランが新設され、新たな観光名所として生まれ変わりました。

札幌市資料館は、時計台や豊平館、道庁赤レンガ庁舎と同様に、国指定の重要文化財であり、観光資源としてのポテンシャルは高いものと考えます。単に保存するだけではなくて、民間のノウハウも柔軟に取り入れ、より多くの市民や観光客が訪れる札幌の顔となるよう、積極的な利活用を検討し、魅力的な施設になることを期待しているところでもあります。

そこで質問ですが、札幌市資料館の利活用の検討を含めた大規模改修の今後のスケジュールについて、お伺いいたします。

●**米森文化部長** 札幌市資料館の利活用の検討を含めた大規模改修の今後のスケジュールにつきまして、お答えいたします。

現在、耐震補強の検討と並行いたしまして、さらに市民や観光客の皆様が親しまれる施設となるよう、利活用に関する調査検討を進めているところでございます。今年の夏頃をめどに、耐震補強と施設の利活用の両方針をまとめた整備方針を策定の上、関係部署と協議を行う予定でございます。協議が整えば、2026年度中に整備方針を反映した保存活用計画を文化庁に提出し、基本設計、実施設計、工事着手と進めてまいります。

なお、具体的な着工時期につきましては、基本設計の中で明らかになるため、判明次第、速やかにお知らせしてまいりたいと思っております。

●**かんの太一委員** 利活用の検討ということも同時並行で進めて、整備方針を定め、2026年度内には計画を文化庁にも提出するというものであります。速やかに進めていただきたいというふうに思います。

札幌市資料館は、旧控訴院の刑事法廷や、まちの歴史展示室といった札幌の歴史を伝承する機能のほか、ギャラリーなどの貸室、札幌国際芸術祭の活動拠点であるS I A Fラウンジ、S I A Fプロジェクトルーム、そして札幌出身の画家・漫画

家であるおおば比呂司氏の記念室など、様々な機能を有しているところであります。

大規模改修は一定期間の休館を伴い、改修後は新しい利活用が始まることにより、現在の札幌市資料館の利用のされ方が大きく変わる可能性もあるのではないかと思います。改修期間中はもとより、改修後のこうした機能の在り方について、利用者や関係者から丁寧に意見を聞き、しっかりと検討するよう要望して、私の質問を終わります。

●**前川隆史委員** 私からは、防犯カメラ設置補助事業について、お伺いしたいと思います。

防犯カメラ設置補助事業については、市民の方より真心のご厚志を賜り、平成30年に現在の支援制度がスタートいたしました。私ども公明党議員会は、事業開始当初から繰り返し、申請手続の在り方や補助額、防犯カメラの効果など、様々な角度から、制度の充実に向けて議論を重ねてきたところでございます。

そこで本日は、今回の補正予算案の審議に当たりまして、本事業の現状や今後の見通しについて、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、今年度の事業運用状況として、事前エントリー制度において、当初の予定を上回る要望があったと伺っているところでございます。さきの決算特別委員会でも多数の希望に対し、設置補助を断らざるを得ない状況であった、そういった答弁があったところでございます。しかしその後、申請の割当てを受けた町内会から一部辞退があったと、そんな話もございました。

そこで伺いますが、一部の町内会からの申請辞退に伴い、どういった対応を取ったのか、お伺いしたいと思います。

●**田口地域振興部長** 町内会からの申請辞退に伴う対応状況について、お答えいたします。

令和7年度の本事業における事前エントリーでは、多くの設置希望をいただいたことから、予算の範囲内で希望台数に対し一定の調整を行った上で、各町内会等へ設置可能台数の割当てを行った

ところでございます。その後、一部の町内会等から、設置場所の地権者との調整が折り合わない等の理由から申請の辞退がございました。これを受け、辞退によって生じた予算の余剰分を、当初の割当時に希望台数どおりとならなかった町内会等に対し、速やかに追加配分を行うことで、可能な限り町内会等の要望に応えられるよう対応を図ったところでございます。

●前川隆史委員 余剰分について、しっかりほかの町内会の希望があるところに回すなど、柔軟な対応をしたと、そういったお話でございました。

続いて、今後のこの制度設計について、伺いたいと思います。

令和7年度の予算特別委員会で、寄附金費消後の本事業の継続に当たっては、新たな財源の検討を行う、そういった答弁がなされまして、実際に令和8年度予算において、国の交付金を確保、活用して、補助率や1台当たりの上限額などの条件を維持したということで、安堵しているところでございます。

ただ、重要なのは、国の交付金の活用が終了する令和9年度以降の制度内容でございます。令和8年度は国の交付金を活用することで、寄附金を原資としてきた現行制度の内容を引き継ぎつつ、かつ台数も多く設置できるよう予算確保をすることができたということでございますが、この交付金につきましては、ご案内のとおり、令和6年度に限って活用できるものでございますので、寄附金も底をついた今、今後、交付金も活用できないという状況になった場合、どういった制度内容となっていくのかと、将来の懸念をすることでございます。

そこで伺いますが、国の交付金が活用できなくなる令和9年度以降の制度内容の見通しについて、現時点でのお考えについてお伺いしたいと思います。

●田口地域振興部長 令和9年度以降の制度内

容の見通しについてでございます。

令和8年度は、国の交付金の活用によりまして、現行の補助率及び補助上限額を維持するとともに、設置台数については、令和7年度の事前エントリーの台数が159台であったことに基づき、約160台分の予算を確保したところでございます。

しかしながら、委員ご指摘のとおり、交付金の活用は単年度限りであるため、令和9年度以降は用いる財源や具体的な制度内容につきまして、しっかりと検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

●前川隆史委員 令和9年度以降、この国の交付金というのは当然見通せませんので、交付金を当てにするということができません。札幌市の厳しい財政状況の中で、笠松局長も余計な注文をつけるなどというような顔をして先ほどから見えていますけど、仮に市費を投入するとなると、補助率というのは今までは10分の10で、全国に事例のないような、非常に優位なそういう制度だったわけでございますけれども、これまでの仕組みと比較して、全国を取組事例に鑑みても、そういった補助率の導入等ですね、制度内容の一定の後退というのは致し方ないのかなということも予想されます。

そうした意味でも、有利な条件で実施できる来年度、令和8年度の本事業の運用をしっかり大切にしながら取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

現在、本制度では、我が会派が以前、議会でも取り上げました事前エントリー制度によりまして、事前に希望を聴取して、公平に配分する仕組みを活用してございます。令和7年度における事前エントリーでは合計159台の要望がありまして、令和8年度予算では、この事業に見合う約160台分の枠を確保しているということでございました。

このように、希望する町内会の要望をおおむね

満たすことができるのであれば、令和8年度については、各町内会がそれぞれのペースで丁寧に準備を整えていただいた段階で申請するなど、事前のエントリーではなくて、より迅速な、柔軟な受付方法へと変更することも考えられるのではないかと、このように思うところでございます。

そこで伺いますが、令和8年度における申請受付の在り方など、制度の運用方法について伺いたしたいと思います。

●**田口地域振興部長** 令和8年度における制度の運用方法について、お答えいたします。

本事業につきましては、これまで設置希望台数が予算枠を上回る状況であり、公平な配分を期すなどの理由から、事前エントリー制度を活用してきたところでございますが、令和8年度につきましては、町内会の設置希望におおむね応えることができる予算規模を確保したところでございます。

そのため、令和8年度に限っては、町内会において事前エントリーの割当て結果を待つことなく、設置に着手できるようにするとともに、台数が増えることによる設置業者の工事時期の分散等にも考慮し、事前エントリー制度は実施せず、準備が整った町内会等から、順次申請を受け付ける運用方式とすることを検討しております。

なお、令和9年度以降、再び申込みが予算枠を上回ることが見込まれる情勢となった場合には、改めて事前エントリー制度の活用を検討するなど、公平かつ利用しやすい最適な手法としていきたいと考えております。

●**前川隆史委員** 令和8年度につきましては、予算の状況を見ながら、申請方法を柔軟、簡素化していくようなお話でございました。来年度以降も、当初予算の状況を見ながら、検討するということでありますので、どうぞよろしく願いいたします。制度がいろいろな形で変わっていく場面でございますので、変更点等については、各町内会に丁寧に告知いただきたいと思います、このように思

います。

地域の防犯カメラにつきましては、市民の安全、そして安心を支える重要なインフラとなってきました。令和8年度同様、国の交付金等が活用できる機会がないか、常に国の動向をしっかりと注視していただきながら、活用可能な有利な財源があれば、積極的に活用するように努めていただきたいと思います。

また、一般財源での運用となる場合でも機械的に運用するのではなくて、今回ご答弁にございました辞退枠を無駄にせず、追加配分に回すといった柔軟な工夫もいろいろ、そういったことも地域町内会に寄り添いながら取り組んでいただきながら、これからも実効性のある事業となるよう努めていただくようお願いして、質問を終わります。

●**長屋いずみ委員** 私からも、議案第40号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第8号）中関係分、旧札幌控訴院庁舎保存修理費3,600万円について、3点伺います。

旧札幌控訴院庁舎は、外壁が札幌軟石とれんがを複合的に積み上げられた国指定重要文化財建造物です。

そこで伺います。こうした構造の国指定重要文化財は、全国的にどの程度存在するのか。また、明治から大正期の司法建築として、本建物の構造的特徴は、ほかの近代建築と比較してどのような点に特異性があるのか、伺います。

●**米森文化部長** 建物の希少性と構造的特徴についてのご質問でございます。

旧札幌控訴院庁舎と同様に、外壁部が石材、石とれんがを複合的に積み上げている国指定の重要文化財には、ほかに日本銀行本店本館がございますが、極めて珍しい構造の建築物でございます。なお、札幌軟石とれんがの組合せによる外壁の国指定重要文化財は、本建物が唯一のものでございます。

また、本建物の内部は明治以来の伝統的な石造

り、れんが造りを継承しつつ、当時普及し始めた鉄筋コンクリート造りを一部に併用しております。日本の建築技術が近代化へと大きく舵を切った時代の変遷を具体的に示している建造物であります。

さらに、ルネサンス様式を基調とした左右対称の安定美を誇る外観には、司法の公正を象徴するてんびん・剣・鏡、法の女神像といった彫刻が、内部にはスタンドグラスや精緻な天井飾りがそれぞれ施されておりまして、構造と意匠の両面で、近代へと移り変わる時代を体現した特異な建築であると認識しております。

●長屋いずみ委員 札幌軟石を使った施設としてはただ一つだと、全国的にも希少な建物であるとの説明でした。

国の重要文化財指定以降、専門家と共に検討が重ねられ、2023年、24年度の2か年にわたり、札幌軟石及びれんがの物性調査、地盤調査、保有水平耐力検査、FEM解析が実施され、現在も構造実験が継続されていると伺っております。通常の公共施設の改修とは明らかに性質が異なります。

そこで質問ですが、なぜここまで詳細かつ慎重な解析が必要なのか、伺います。

●米森文化部長 詳細かつ慎重な解析が必要な理由についてのご質問でございます。

国指定の重要文化財であります本建物は、現在の一般的な公共建築物と異なり、歴史的、文化財的価値を損なわないよう、今の姿をできるだけ変えず、補強を必要最小限に抑えることが強く求められております。そのため、建物個別の特性を精密に解析し、必要以上の補強を避けるための解析が必要となります。

先ほど申し上げたとおり、この建物は極めて特殊な工法の国指定重要文化財でありますことから、詳細かつ慎重な解析が必要となっております。

●長屋いずみ委員 その歴史的価値を後世に継承するとともに、市民の貴重な財産として、将来

においても公開、活用し続けることを目的とし、耐震補強、保存修理、活用整備を一体的に行うと承知しております。

そこで最後の質問ですけれども、札幌市にとって、本事業がどのような意義を持つとお考えか、伺います。

●米森文化部長 旧札幌控訴院庁舎保存修理事業の意義について、お答えいたします。

本事業では、耐震補強などと合わせ、観光都市さっぽろの価値をさらに高めることのできる魅力のある集客交流施設となるよう、活用整備についても、現在、検討を進めているところでございます。

文化財的価値の維持、継承を前提としつつ、観光資源としての付加価値向上や市民の利便性向上を図り、創建以来、100年間守り抜かれてきた市民の財産を、次の100年も輝き続ける文化財として保存・活用していくことが、本事業の意義であると考えております。

●長屋いずみ委員 本建物は、市民に公開・活用されている貴重な財産であり、代替不可能なものです。一度損なえば二度と戻りません。だからこそ、拙速ではなく科学的裏づけを持って、保存・修理を進めることが極めて重要です。

今回の補正によって、令和8年度以降の本格的な耐震改修に向けた科学的根拠が確立されることを期待します。また、今後耐震改修の具体的なスケジュールが明らかになった際には、改めて市民への丁寧な説明をお願いし、質疑を終わります。

●あおいひろみ委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 なければ、討論を終了

いたします。

それでは、採決を行います。

議案第40号中関係分及び議案第43号の2件を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 異議なしと認め、議案2件は、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第27号 札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例案を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●柏原税政部長 私から、議案第27号 札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例案について、説明をさせていただきます。

これは、令和8年4月1日の札幌市宿泊税条例の施行に伴い、本市の宿泊税及び同条例により、本市が併せて行うこととされた北海道の宿泊税の賦課徴収について、本市の全部の区域を中央市税事務所の所管とする改正を行うものでございます。

●あおいひろみ委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●かんの太一委員 私からは、ただいまご説明がございました議案第27号 札幌市市税事務所設置条例の一部を改正する条例案について、お伺いをいたします。

このたび提出された改正案は、5か所ある市税事務所のうち中央市税事務所1か所で、宿泊税に関する事務を行うという内容でございます。

札幌市保健所の公表資料によりますと、1月現在で市内の旅館、ホテルはおおよそ600件、民泊施設は2,700件であり、そのうち約半数が中央区に立地をしております。中央市税事務所に事務を集約することで、効率的な業務執行体制を取り、徴収にかかるコスト削減を図っているものと理解をしているところであります。また、改正案の中では、市税事務所においては市税のみならず、北

海道の宿泊税についても、賦課徴収事務を取り扱うという内容になっています。

そこで私からは、札幌市が道宿泊税を併せて徴収するに当たって、北海道から交付を受ける手数料である徴収取扱費について、質問をさせていただきます。

我が会派では、これまでコスト削減の努力に加え、道宿泊税の徴収を併せて行うに当たって、北海道に対して適切に費用負担を求めていくべきと考え、動向について注視をしてきました。令和6年第3回定例市議会における本委員会では、北海道分の宿泊税徴収に係る事務経費等について、北海道からどのように保証されるのかと質問をさせていただきました。市側からは、北海道からは、札幌市が徴収した北海道の宿泊税額の4%を徴収事務に要する費用として支払うことが示されているほか、宿泊税徴収に伴う札幌市のシステム開発費用についても、経費の2分の1を北海道が負担する考えが示されているとの答弁があったところであります。

そこで質問ですが、宿泊税の課税開始が本年4月に迫っている中、道宿泊税の徴収取扱費について、最終的にどのような取決めになったのか、お伺いをいたします。

●柏原税政部長 徴収取扱費の最終的な取決めにつきまして、お答えをいたします。

宿泊税を課税する道内の他市町村と同様に、特別徴収義務者である市内宿泊事業者の事務の便宜を図るために、札幌市が北海道の宿泊税を市の宿泊税と併せて徴収し、北海道からは、札幌市に対して徴収取扱費が交付されるという内容で、昨年12月に北海道と同意書を交わしたところでございます。

徴収取扱費の内訳でございますけれども、札幌市が北海道の宿泊税を徴収する事務に要する費用の補償として道宿泊税額の4%を、市内の宿泊事業者に対する交付金の原資として道宿泊税額の3.5%を、札幌市の電算システム開発費用の2分

の1などとなっているところでございます。

●**かんの太一委員** 12月に同意書を交わし、先ほども触れましたけれども、宿泊税額の4%を徴収事務に要する費用としてということと、交付の原資として3.5%ということが答弁としてたゞまございました。北海道との調整を終えて、徴収取扱費の割合などが確定したということでありました。

課税開始はこれからなので、事務費用や宿泊事業者に対する交付金として、札幌市が北海道から受領する金額は正確に見えないところですが、宿泊税に関する電算システム開発費用については、金額が把握できる段階なのではないかと考えるところでありました。

そこで質問ですが、宿泊税に関する電算システムの開発費用の2分の1として、北海道から交付される徴収取扱費の見込額について、お伺いいたします。

●**柏原税政部長** 電算システムの開発に係ります徴収取扱費の見込額について、お答えをいたします。

課税のための新たなシステム構築のほか、収納管理、滞納整理、証明など、既存の関連システムの改修の費用として、約4億9,400万円を見込んでいます。これに2分の1を乗じました約2億4,700万円が、北海道から札幌市に交付される見込みでございます。

●**かんの太一委員** ご説明では、4億9,400万円のうちの半分で、2億4,700万円が交付見込額ということでありました。

最後に、道から徴収取扱費の交付を受けるための具体的な流れなどを確認させていただきたいというふうに思います。

北海道宿泊税条例を確認しますと、札幌市は徴収した道宿泊税を4月、7月、10月、1月の年4回、北海道に対して払い込む旨、明記をされております。それに対しまして、北海道は札幌市に、いつ、どのように徴収取扱費を支払うのかについ

ては、規定がないところであります。

そこで質問ですが、徴収取扱費について、どのような手順で北海道から交付を受けるのか、お伺いいたします。

●**柏原税政部長** 徴収取扱費の交付の手順につきまして、お答えをいたします。

具体的な交付手順でございますけれども、これは北海道が定めました道宿泊税の徴収取扱費に関する事務処理要領に規定がございます。札幌市が北海道の宿泊税を徴収する事務に要する費用の補償及び特別徴収義務者である市内の宿泊事業者に対する交付金の原資につきましては、毎年7月中に札幌市から北海道に対して、前の年度分をまとめて請求をして、北海道から交付を受けるということになってございますので、初回の交付につきましては令和9年7月となります。

また、電算システムの開発費用につきましては、令和8年12月中に札幌市から請求を行いまして、北海道から交付を受けるということになってございます。

●**かんの太一委員** 北海道が策定している事務処理要領に基づいて行われるということでありました。初回の支払が令和9年7月という答弁でございました。

宿泊税は令和8年4月1日から導入をされますが、現在、地下鉄車内でも周知ポスターを見かけます。市民をはじめ、観光客にとっても注目度が高いと考えます。

今回は、北海道の宿泊税についても、賦課徴収事務を札幌市が行うことから、それに伴い、質問で触れたように、徴収取扱費や電算システム改修費が発生します。徴収事務やシステム改修が発生することは、行政や議員にとっては当然のことであっても、市民にとってはなじみのない事柄であると思います。どのような手続が取られていくのかを明らかにしていくことも、行政や議会の役割であると思いますので、今後も丁寧な説明を心がけていただくよう要望いたしまして、私の質問を

終わります。

●あおいひろみ委員長　ほかに質疑はござい
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●あおいひろみ委員長　なければ、質疑を終了
いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●あおいひろみ委員長　なければ、討論を終了
いたします。

それでは、採決を行います。

議案第27号を可決すべきものと決定することに
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●あおいひろみ委員長　異議なしと認め、議案
第27号は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会　午前10時58分